

海外出展をサポートします！



－ 燕市海外見本市出展サポート事業のご案内 －

燕市では、市内の中小企業が自社製品・技術の海外への新規販路開拓を図るために海外見本市に出展する場合に、経費の一部助成を行っています。

◆対象 市内で1年以上事業を営み、単独及び共同で海外見本市・展示会・商談会に出展する中小企業者

◆対象経費 海外見本市等に出展するために必要な次の経費

会場借上費	会場賃借料、ブース賃借料、見本市等参加負担金、現地スタッフ委託料（日本からスタッフが渡航しない場合のみ）
展示装飾・設営費	展示装飾・ブース設営に要する委託料等 ※展示に使用する備品・消耗品の購入費は除きます
広告宣伝費	パンフレット、ポスターの作成・印刷製本費
展示品等輸送費	見本市会場と自社間の展示品輸送費
旅費	アテンド職員旅費 「燕市職員の外国旅行の旅費に関する条例」に規定されている鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料を上限とし、 1名分 を対象とします。
謝金	通訳謝金
外国語翻訳費	出展前後におけるパンフレット・動画の翻訳料（事業にかかる年度末分までを対象とします）

◆補助率 対象経費の1/2以内（1,000円未満切り捨て）

◆補助限度額 初回75万円、2回目50万円、3回目25万円

◆交付回数 1事業所同一年度1回までとし、全3回までの交付とする。

◆対象見本市 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）の期間中に開催される海外見本市・展示会・商談会

※（公財）燕三条地場産センターの共同出展は対象外です。

※実施内容に販売を含む出展は対象外です。

◆申請受付 令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）まで
※先着順（予算に達し次第終了）

【お問い合わせ】

燕市役所 商工振興課 産業支援係 TEL：0256-77-8231（直通）
Mail：shoko@city.tsubame.lg.jp